



については自動販売機に連絡先を明記し、乙の責任において即時対応すること。

- (7) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

(販売条件)

第7条 販売条件は、次のとおりとする。

- (1) 標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。また、飲料については、2品目以上を100円以下の価格で販売すること。
- (2) 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒーなどの缶、びん又はペットボトル等密閉式容器入りの清涼飲料水及び食品等とし、酒類の販売はしないこと。なお、食品等については、2品目以上5品目以下販売すること。
- (3) 販売品目は、全体品目の中でお茶類、コーヒー類をそれぞれ10%以上となるように設定すること。

(販売手数料)

第8条 販売手数料は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、月ごとの売上実績額に入札で提示した販売手数料率を乗じた額（整数未満切上）を販売手数料として甲に支払うものとする。
- (2) 乙は、月ごとの売上実績額を翌月10日までに甲へ報告して確認を受けた後、甲が発行する納入通知書により指定日までに販売手数料を納入すること。
- (3) 販売手数料を振り込む際の手数料は、乙の負担とする。
- (4) 乙は、甲が販売実績の提供を求めた場合は応じること。

(電気設備及び電気料)

第9条 電気設備及び電気料は、次のとおりとする。

- (1) 自動販売機の電源は、施設に既設の電源コンセント（単相100V合計1500Wまで）から受電するものとし、乙は電源コンセントと自動販売機との間に電気子メーター（計量法に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。
- (2) 電気子メーターの設置場所については、自動販売機の上部に設置をすること。
- (3) 電気子メーターの設置及び自動販売機にかかる電気料は乙の負担とし、電気料はメーター数値による使用量に1KWhにつき15円（税込み）を乗じた金額とする。
- (4) 乙は月ごとのメーター数値を、翌月10日までに甲へ書面で報告して確認を受け、甲が発行する納入通知書により指定日までに電気料を納入すること。
- (5) 電気料を振り込む際の手数料は乙の負担とする。

(費用負担)

第10条 自動販売機及び付帯設備の設置及び撤去、維持管理等にかかる一切の費用は乙の負担とする。

(貸付場所の返還)

第11条 貸付場所の返還は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、貸付期間が満了又は契約の解除となった場合は、自動販売機及び付帯設備を撤去するものとし、速やかに原状回復しなければならない。また、乙は、原状回復に際し、一切の補償を甲に請求することができない。
- (2) 乙は、設置許可の期間が満了する前に自己の都合により自動販売機及び付帯設備を撤去する場合は、撤去しようとする日の3か月前までに甲に書面により通知しなければならない。

(自動販売機設置に伴う事故)

第12条 自動販売機設置に伴う事故が発生した場合は、甲の責に帰する場合を除き、乙がその責を負

う。

(商品の盗難及び破損)

第13条 商品の盗難及び破損については、次のとおりとする。

- (1) 甲の責に帰することが明らかな場合を除き、甲はその責を負わない。
- (2) 商品、自動販売機及び付帯設備が汚損又は破損した場合は、乙の負担により速やかに復旧しなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が本契約に定める条件、義務を履行しないとき。
- (2) 乙が本契約の解除を申し出たとき。ただし、乙は本契約の解除を申し出るときは、解除しようとする日の3か月前までに甲へ書面により通知しなければならない。
- (3) 甲において、公用又は公共用に供するため貸付場所を必要とするとき。

(損害賠償)

第15条 乙は、その責に帰する事由により貸付場所等を毀損したときは、当該損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、乙が原状に回復した場合はこの限りでない。

2 乙は、本契約に定める条件、義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 甲が第14条の規定により本契約を解除し、乙に損害が生じた場合において、乙は甲に対しその補償を請求しないものとする。

(契約の費用)

第16条 乙は、本契約に要する費用を負担しなければならない。

(信義誠実の義務・疑義の決定等)

第17条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

2 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記の契約を証するため、この契約書を2通作成し、貸主及び借主両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年1月21日

甲 貸付人 岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地

大野町長 宇佐美 晃三

乙 借受人